特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民健康保険税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和8年11月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、 国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	国民健康保険（賦課）システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第24項、44項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号に基づく主務省令（利用特定個人情報提供省令）第2条の表 48項、69項、71項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号に基づく主務省令（利用特定個人情報提供省令）第2条の表 48項、73項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDと静脈による認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	4．評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長　伊澤　幸延	税務課長	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ－3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	番号法第9条第1項、別表第24項、44項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ－4②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第27、42、45項 並びに内閣府・総務省令第20条、第25条 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、46項 並びに内閣府・総務省令第1条	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、第2条の表48項、第69項、第71項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、第2条の表第48項、第73項	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ－9規則第9条第2項の適用	（新設）		事後	
令和7年9月1日	Ⅱ－1対象人数　何人か	1万人以上10万人未満	1，000人以上1万人未満	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ－1対象人数　いつ時点の計数か	平成26年12月22日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ－2取扱者数　いつ時点の計数か	平成26年12月22日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ－3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ－8人手を介在させる作業	（新設）	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	（新設）	十分である システムへのアクセスが可能な職員は、IDと静脈による認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	税務課　　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	総務課　　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	
令和8年9月3日	Ⅱ－3重大事故	発生あり	発生なし	事後	